

相談日程

monthly schedule

※各相談とも、相談日が㊦、年末年始の場合は実施しません。04・06・08・09・10・12・14は電話相談可。

01 市民法律相談

■対象 市民に限ります。
 ■相談日・(相談員)
 7/12 ㊦(村上法律事務所)・20 ㊦(倉谷弁護士)・26 ㊦(中松弁護士)、8/2 ㊦(山本弁護士)・9 ㊦(中松弁護士)

■場所 社会福祉センター3階「相談室」(本庁舎東隣)、7/26 ㊦は大塔行政局

■受付時間 12時15分～12時30分
 ※受付後に抽選します。先着順ではありません。抽選にもれた方は、次回(1か月以内)優先的に相談を受けることができます。電話予約はできません。

■相談時間 14時～16時(7/26 ㊦は14時30分～15時30分)

■定員 8名 ※7/26 ㊦は4名
 ■その他 受付・相談には、できるだけ本人がお越しください。また、相談に係る書類があればお持ちください。

■お問い合わせ 自治振興課(本庁舎3階) ☎0739 ㊦9911

02 登記・相続・人権相談

■相談日時・場所
 7/27 ㊦=本宮保健福祉総合センター「うらら館」(13時30分～15時30分)、8/6 ㊦=龍神行政局(13時30分～15時30分)

※いずれも受付は15時まで

■相談員
 人権擁護委員、法務局職員

■お問い合わせ
 法務局田辺支局 ☎0739 ㊦0698

03 行政相談

■相談日・場所・(時間)
 7/27 ㊦=社会福祉センター3階「相談室」(13時～15時)、7/15 ㊦=中辺路行政局(9時～11時)、7/21 ㊦=大塔行政局(13時～15時)、7/13 ㊦・27 ㊦・8/10 ㊦=本宮町松葉<行政相談委員宅、☎0735 ㊦1526 >(13時～15時)、8/6 ㊦=龍神行政局(13時30分～15時30分)

■お問い合わせ
 自治振興課 ☎0739 ㊦9911

04 市民・消費生活相談

消費生活のトラブルや多重債務など市民生活についての相談に応じます。

■相談日時
 ㊦～㊦ 8時30分～17時15分

■お問い合わせ
 自治振興課 ☎0739 ㊦9911

05 女性電話相談

女性の抱えるいろいろな悩みに女性相談員が電話で相談に応じます。

■相談日時 ㊦～㊦ 9時～12時
 専用 ☎0739 ㊦4919

06 外国人相談

■相談日時 ㊦～㊦ 9時～17時
 ㊦のみ9時～12時 ※英語のみ対応

■お問い合わせ 国際交流センター(市民総合センター2階)
 ☎0739 ㊦4908

07 一般健康相談

血圧測定後、保健師又は看護師が健康について相談に応じます。

■相談日・場所・(時間)
 7/20 ㊦=芳養児童センター(10時～11時)、7/5 ㊦=西部センター(10時～11時)、7/12 ㊦=南部センター(10時～11時)、7/14 ㊦=龍神保健センター(13時～13時30分)、7/21 ㊦=殿原老人憩いの家(13時～13時30分)、7/29 ㊦=丹生ノ川振興館(13時～13時30分)、8/4 ㊦=宮代老人憩いの家(13時～13時30分)

■お問い合わせ 健康増進課(市民総合センター2階) ☎0739 ㊦4901

08 家庭児童相談

家庭における児童の養育及び福祉についての相談に応じます。

■相談日時
 ㊦～㊦ 8時30分～17時15分
 ■お問い合わせ 家庭児童相談室(市民総合センター1階)
 ☎0739 ㊦4926

09 ひきこもり相談

■相談日時
 ㊦～㊦ 8時30分～17時15分
 ※直接、窓口に来られる場合は要予約
 専用 ☎0739 ㊦4933
 ☎shc@city.tanabe.lg.jp

■お問い合わせ
 健康増進課 ☎0739 ㊦4901

10 不登校・いじめ・教育相談

■相談日時
 ㊦～㊦ 9時～17時
 ■お問い合わせ 田辺市教育研究所(本庁舎北隣青少年研修センター2階) ☎0739 ㊦1511

11 いじめホットライン
いじめ相談ダイレクトメール

■相談日時
 ㊦～㊦ 9時～17時
 専用 ☎0739 ㊦3224
 ☎ijime110@city.tanabe.lg.jp

12 子育て相談

■相談日時
 ㊦～㊦ 8時30分～17時15分
 ■お問い合わせ 健康増進課 ☎0739 ㊦4901、各行政局住民福祉課 ☎18ページ参照

13 子育てテレホン相談

■相談日時
 ㊦～㊦ 8時30分～17時15分
 ※「愛あいルーム」での面接相談可
 ■相談・お問い合わせ 田辺地域子育て支援センター愛あい(もとまち保育所内) ☎0739 ㊦9285

14 介護相談

■相談日時
 ㊦～㊦ 8時30分～17時15分
 ■お問い合わせ やすらぎ対策課(市民総合センター1階) ☎0739 ㊦9906

各施設申込み・抽選日

【生涯学習センター(市民総合センター内)】
 ■貸室 11室(交流ホール・会議室・料理実習室など)
 ■使用申込み
 9月分まで予約できます。
 ■お申込み・お問い合わせ 生涯学習課公民館係(☎0739 ㊦4925)
 【紀南文化会館】
 ■大・小・展示ホール 平成23年8月分は8/1 ㊦から受付
 ■その他の施設 平成23年2月分は8/1 ㊦から受付
 ■お申込み・お問い合わせ 紀南文化会館(☎0739 ㊦3033)
 ■催物情報
<http://www.kinanbunkakaikan.jp>
 【市スポーツ施設(テニスコート8月分)】
 ■抽選日時 7/15 ㊦ 8時30分
 ■抽選会場 市民総合センター2階「交流ホール」
 ■お申込み・お問い合わせ スポーツ振興課市民スポーツ係(☎0739 ㊦4907)

編集後記

▼今月号の特集は、海遊びの達人に田辺の海の魅力をお聞きしました。
 ▼夏休み目前、今年はどこへ遊びに行こうかなと考えている方、身近にもこんなに魅力的な海があることをお忘れなく！▼わたしも、せっかく海のきれいなところに住んでいるのでマリンスポーツを始めたいなど夏の楽しみを想像しながら、今は梅雨明けをまだかまだかと待っています。(サリー)



有料広告募集中！

広報紙・ホームページへ広告を載せてみませんか？

本紙(広報田辺)及び田辺市のホームページに掲載する有料広告を募集しています。広告掲載を希望される方は、広告原稿を添えて掲載を希望する月の2か月前の20日までにお申し込みください。

詳しくは、企画広報課(☎0739 ㊦9963)までお問い合わせください。

設置していますか？ 住宅用火災警報器

住宅火災から命を守るためには、早期に発見して消火又は避難をすることが大切です。既に新築住宅への「住宅用火災警報器」設置が義務化されていますが、既存住宅についても平成23年5月31日までに設置する必要があります。

あなたの命を守る「住宅用火災警報器」の早期設置をお願いします。

- 対象 一戸建て、店舗併用住宅、共同住宅などのすべての住宅
- 設置箇所 寝室として使用しているすべての部屋、階段の踊り場(寝室が2階以上にある場合)
- お問い合わせ 消防本部予防課(☎0739 ㊦9954)

